

利用者負担金

(1) 利用者負担金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき、下記の利用者負担金を支払い、支援事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行します。指定居宅介護支援提供証明書を後日各区の窓口へ提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

① 基本単位 地域区分 乙地 10.35円/単位

居宅介護支援費（Ⅰ）《取扱い件数が40件未満》

要介護1・要介護2 1000単位/月 10,350円

要介護3・要介護4・要介護5 1300単位/月 13,455円

居宅介護支援費（Ⅱ）《取扱い件数が40件以上60件未満》

要介護1・要介護2 500単位/月 5,175円

要介護3・要介護4・要介護5 650単位/月 6,727円

(→40件以上60件未満の部分に適用)

※40件未満の部分は居宅介護支援費（Ⅰ）を適用

居宅介護支援費（Ⅲ）《取扱い件数が60件以上》

要介護1・要介護2 300単位/月 3,105円

要介護3・要介護4・要介護5 390単位/月 4,036円

(→40件以上の部分に適用)

※40件未満の部分は居宅介護支援費（Ⅰ）を適用

②加算について

○医療連携加算 150単位/月

病院又は診療所へ入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として加算する。

○退院・退所加算 (Ⅰ)400単位<入院期間又は入所期間30日以下>

” (Ⅱ)600単位<入院期間又は入所期間30日超>

退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合に、入院期間又は入所期間が30日以下の場合は「退院・退所加算(Ⅰ)」を入院期間又は入所期間が30日を超える場合は「退院・退所加算(Ⅱ)」を加算する。注)初回加算を算定することはできない。

○認知症加算 150単位/月

日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上等）に対して支援を行った場合に加算する。

○独居高齢者加算 150単位/月

独居の高齢者に対して支援を行った場合に加算する。

○小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位/月

居宅介護（介護予防）支援を受けていた利用者が居宅サービスから（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、居宅介護（介護予防）支援事業者が有する利用者の情報を（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合に加算する。注）利用開始前6月以内に当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は算定できない。

○初回加算 300単位

新規に居宅（介護予防）サービス計画を作成する場合

要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し支援を行った場合

※運営基準減算の対象となっている場合は算定できない。